

令和3年3月
名古屋税関

関係者 各位

四日市税関支署尾鷲出張所の非常駐化について

平素から税関行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、四日市税関支署尾鷲出張所を下記のとおり非常駐化することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 非常駐開始年月日

令和3年7月1日（木）

2 尾鷲出張所職員の勤務体制

尾鷲出張所職員は四日市税関支署津出張所に常駐し、必要に応じて尾鷲出張所で勤務いたします。

3 尾鷲出張所非常駐化後の業務処理等

船舶の入出港に関する許認可事務、郵便物の事前検査等税関手続きにつきましては、個別対応しますので、下記〈お問合せ先〉までご連絡ください。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して申請していただく場合は、税関窓口にお越しいただく必要はありません。

〈お問合せ先〉

四日市税関支署 総務課 059-353-6421

四日市税関支署 尾鷲出張所 0597-22-1385